

制度情報—2020年2月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

**野生動物の違法取引の全面禁止、野生動物を過剰消費する悪習の排除、
人民大衆の生命、健康、安全の切実な保障に関する決定**

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会

(公布日) 2020年2月24日

(施行日) 2020年2月24日

1. 主なポイント

- (1) 『野生動物保護法』及びその他の関連法律により禁止されている野生動物の狩猟・捕獲、取引、輸送、食用は固く厳禁としなければならない。違反者に対し、現行法律規定をベースに、処罰を加重する。(第1条)
- (2) 国の保護する「重要な生態、科学、社会的価値のある陸生野生動物」及びその他の陸生野生動物の食用を全面的に禁止し、これには人工繁殖、人工飼育された陸生野生動物を含む。野生環境で自然に成長、繁殖した陸生野生動物の食用を目的とする狩猟・捕獲、取引、輸送を全面的に禁止する。(第2条)

2. 今後の留意点

本決定は、新型コロナウイルス感染流行の影響が深刻化する中、中国政府により迅速に公布されたものである。今後、国務院及び地方政府より関連リストや関連規定が制定される可能性があり、これに伴い生産経営活動のモデル変更を行う企業に一定の補償が与えられる可能性もあるため、企業は十分注目することを勧める。(全8条)

新型コロナウイルスによる肺炎の感染流行対策を妨害する

違法犯罪への法による懲罰に関する意見

(発令元) 最高人民法院、最高人民検察院、公安部、司法部

(法令番号) 法发〔2020〕7号

(公布日) 2020年2月6日

(施行日) 2020年2月6日

1. 主なポイント

- (1) 「危険な方法により公共の安全に危害を及ぼす罪」として確定し処罰する状況について明確に規定した。(第2条)
 - ・新型コロナウイルスによる肺炎の患者、病原携帯者として確定診断された者が、隔離治療を拒否するか隔離期間の満了を待たずに隔離治療から離脱し、公共の施設に進入したり公共交通機関を利用した場合。
 - ・新型コロナウイルスによる肺炎の疑似症患者が隔離治療を拒否するか隔離期間の満了を待たずに隔離治療から離脱し、公共の施設に進入したり公共交通機関を利用して新型コロナウイルスを伝染させた場合。
- (2) 虚偽の感染流行情報をねつ造し、情報ネットワーク又はその他の媒体で配信したか、明らかに虚偽の感染情報であることを知りながら、故意に情報ネットワーク又はその他の媒体で配信し、社会秩序の深刻な混乱を招いた者は、虚偽の情報をねつ造し、故意に配信した罪として確定し処罰する。(第2条)
- (3) 虚偽の情報をねつ造したか、明らかにねつ造された虚偽の情報であると知りながら、情報ネットワーク上で拡散した、或いは他人に指示してそれらを情報ネットワーク上で拡散させ、騒ぎを起こし、公共の秩序を深刻に混乱させた者は、争い挑発罪として確定し処罰する。(第2条)

2. 今後の留意点

新型コロナウイルスによる肺炎の対策期間中において、企業は従業員に中国の法律法規を十分に遵守させるよう監督し、不適切な言論の発表を避け、従業員本人及び会社の信用が損なわれることを回避する必要がある。(全3条)

新型コロナウイルスによる肺炎の感染流行に適切に対応し、 住宅積立金の段階的支援政策を実施することに関する通知

(発令元) 住宅都市農村建設部、財政部、人民銀行

(法令番号) 建金〔2020〕23号

(公布日) 2020年2月21日

(施行日) 2020年2月21日

1. 主なポイント

- (1) 新型肺炎の感染流行による影響を受けた企業は、2020年6月30日までの住宅積立金の納付猶予を申請できる。(第1条)
- (2) 新型肺炎の感染流行による影響を受けた従業員について、住宅積立金ローンを正常に返済できなくても、2020年6月30日までは期限超過処理を行わない。(第2条)

- (3) 新型コロナウイルスの感染流行が深刻又はやや深刻と認定された地域では、企業と従業員が十分に協議したことを前提に、2020年6月30日まで住宅積立金の納付停止を選択することができる。

(第3条)

2. 今後の留意点

今後、各地ではこれに基づいて各地の実状を加味した、企業に対する住宅積立金の段階的支援政策が制定され、企業の操業・生産再開が支援される見込みがあるため、企業は十分注目するよう勧める。(全3条)

従業員基本医療保険料の段階的徴収低減に関する指導意見

(発令元) 国家医療保障局、財政部、税務総局

(法令番号) 医保発〔2020〕6号

(公布日) 2020年2月21日

(施行日) 2020年2月21日

1. 主なポイント

- (1) 2020年2月より、条件を満たす地方政府は、医療保険機関に対する保険料納付の一部について徴収金額の半減を適用することができる。徴収減額期間は5ヶ月を超えないものとする。

(第1条)

- (2) 減額によって生じる統一徴収基金収支の不足は統一徴収地域が自ら解決する。

(第4条、第5条)

2. 今後の留意点

今回の減額徴収は、企業負担部分に対してのみ適用され、従業員個人の負担部分については依然納付が必要であるとされる。(全5条)

企業社会保険料の段階的減免に関する通知

(発令元) 人力資源社会保障部、財政部、税務総局

(法令番号) 人社部発〔2020〕11号

(公布日) 2020年2月20日

(施行日) 2020年2月20日

1. 主なポイント

- (1) 2020年2月より、湖北省を除き、中小・零細企業の社会保険3項(養老保険、失業保険、労災保険を指す、以下同)の企業納付部分の徴収を免除し、徴収免除期間は5ヶ月を超えない。

大型企業（機関・政府系事業組織を含まない）については社会保険3項の企業納付部分の徴収金額を半減することができ、減額徴収期間は3ヶ月を超えない。（第1条）

(2) 2020年2月より、湖北省では各種の保険加入企業（機関・政府系事業組織を含まない）について社会保険3項の企業納付部分の徴収を免除することができ、徴収免除期間は5ヶ月を超えない。（第2条）

(3) 感染流行期間の影響により生産経営に深刻な困難が生じた企業は、社会保険料の納付緩和を申請することができ、緩和期限は原則として6ヶ月を超えず、納付緩和期間の延滞金は徴収を免除する。（第3条）

2. 今後の留意点

上記の通知で言及する「中小企業」について、認定基準は「中小企業分類基準規定の公布に関する通知」（工信部聯企業〔2011〕300号）を参照。（全7条）

新型コロナウイルスの感染流行に対応した対外貿易・外資の安定化による 消費促進をより適切に行うことに関する通知

（発令元）商務部

（法令番号）商綜発〔2020〕30号

（公布日）2020年2月18日

（施行日）2020年2月18日

1. 主なポイント

(1) 企業の秩序ある操業・生産再開を支持する。防護用品類を生産する対外貿易企業に生産を拡大するよう促す。対外貿易企業が国内で緊急に必要とされる医療用物資や農産品の輸入を増加することを奨励する。（第1条）

(2) 企業に輸出入許可証書のペーパーレス申請・受領を促す。エンドユーザー及び最終用途の証明申請手続きシステムのペーパーレス化を全面的に実現し、全過程オンライン処理を実現する。（第2条）

(3) 法律サービスのサポート企業のリスク低減を強化する。貿易促進会、商会等が企業のために感染流行により期限通りに契約を履行できなかった場合の不可抗力事実証明を無償で発行することを支持する。（第3条）

(4) 外資企業の動態モニタリングを強化する。外商投資情報報告制度を整備し、外資系企業の協会や外国商会との連携体制を強化する。（第13条）

2. 今後の留意点

この通知の要求により、各地政府は外資系企業に感染流行対応の各種の支援政策を十分に活用させ、国内資本企業と外資系企業に対する同等の待遇を実現し、外資系企業にも同等に支援政策を適

用することを保障すべきであるとされている。同時に、各地の実状に応じて、法定権限の範囲内で外資系企業の感染流行の影響に対応し、外資安定を強化する特別政策を制定するとしている。企業では関連政策の実施の動きに十分注目されたい。（全20条）

新型コロナウイルスの感染流行に積極的に対応し、外資系企業向けサービスや投資誘致の取組みを強化することに関する通知

（発令元）商務部弁公庁

（公布日）2020年2月7日

（施行日）2020年2月7日

1. 主なポイント

- (1) 外資系企業の秩序ある正常な生産経営の回復を積極的にサポートする。企業の必要な防護物資の購入に積極的に協力する。オンラインプラットフォーム等の方式を十分に利用し、労働力の需要・供給のマッチングを促進する。外資系企業による通報を適切に処理する。中国で就労する企業の外国人従業員及びその家族の生活に親身に配慮し、防護措置が行き届くようサポートする。（第1条）
- (2) 重点外資大型プロジェクトの連携体制を確立して整備し、邪魔をせず、大いにサポートし、全過程のマッチングサービスを実施し、プロジェクト建設過程で遭遇した顕著な困難を積極的に協調・解決する。（第2条）
- (3) 外商投資指針の編成及び公布を急ぐ。（第5条）

2. 今後の留意点

現在外資系企業が操業再開や経営の中で遭遇している困難を、各地政府は高度に重視している。問題が生じた場合は速やかに所管機関に報告し、必要に応じて弁護士に委託し、政府と交渉することを勧める。（全5条）

『外国人永久居留管理条例（意見聴取稿）』への意見公募

（発令元）司法部

（公布日）2020年2月27日

『外国人永久居留管理条例（意見聴取稿）』について全文が公布され、社会各界からの意見が募集されている。2020年3月27日まで、中国政府法政情報ネット又は中国法律サービスネット等にアクセスし、意見や提案を提出することができる。

意見聴取稿の主な内容は以下の通り。

- (1) 全文は6章53条からなる。
- (2) 外国人永住許可証は、永住する外国人の中国国内における身分証明書となり、当該証明書により関連の活動に従事することができ、関連する企業及びその従業員は拒否してはならない。
- (3) 外国人が中国の永住資格を申請できる複数の状況を列挙した。
- (4) 外国人が永住資格を申請するにあたり、指紋等の生体認証情報を記録され、1年の中国国内における居留期間が3ヶ月を下回ってはならない。
- (5) 永住資格をもつ外国人は、出入国の際、中国公民の専用ゲートを利用できる。中国国内で自己使用、居住用の分譲住宅を購入することができる。住宅積立金を納付し使用することができる。適齢に達した永住資格をもつ外国人又は帯同する未成年の子女は中国の義務教育を受けることができ、国が規定する以外の費用は徴収しない。

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

王氏は2014年1月にA社に入社し会計業務を担当した。労働契約期間は5年間で、A社は王氏の社会保険料及び住宅積立金を納付するものと約定していた。業務の必要から、2016年7月、A社は王氏を子会社のB社に派遣して財務の業務に従事させ、賃金は引き続きA社より支払い、社会保険料及び住宅積立金もA社により納付された。2017年5月、王氏はB社が労働契約を締結しなかったとして離職し、労働契約の未締結を理由にB社に賃金の2倍額に相当する賠償金及び経済補償金の支払いを要求した。

2. 紛争の焦点

王氏はB社で勤務した期間において、B社と労働関係を結んでいたのか。

3. 弁護士分析

王氏はA社と労働契約を締結し、A社は王氏に労働報酬を支払い、社会保険料及び住宅積立金を納付していたため、王氏はA社と労働関係を結んでいたといえる。その後、A社が王氏を子会社であるB社に派遣して財務の業務に従事させたことは、表面的には王氏のB社との労働者使用関係は『労働関係の確立にかかる事項に関する労働・社会保障部の通知』（労社部発〔2015〕12号）中の第1号に認定される労働関係の特徴に該当するよう見える。すなわち、B社と王氏には労働者使用の主体としての資格があり、王氏はB社の管理を受け、王氏が従事する業務はB社業務の構成部分である。ただし、実際にはB社は王氏と労働関係を確立するという意思表示をしておらず、A社が王氏をB社に派遣して勤務させたことは自社の労働者使用の行為である。王氏がB社で勤務することは、実際にはA社との労働契約の履行であるうえ、王氏のB社での勤務期間において、A社は使用者としての義務の履行を継続し、王氏への賃金支払いと社会保険料、住宅積立金の納付を行っ

ており、これについて王氏は異議を唱えていない。これにより、王氏がA社からB社に派遣された勤務期間において、B社と王氏の間に労働関係は確立されておらず、王氏がB社に対し労働契約の未締結を理由に賃金の2倍額の賠償金及び経済補償金の支払いを求めることは、法的根拠を欠いている。

4. 司法判断

本件は、労働仲裁、一審でいずれも王氏とB氏との間の労働関係は存在しないとされ、王氏の訴訟請求は棄却された。

5. 留意点

最近では感染流行の影響を受け、一部の従業員が職場に戻らないという状況もあるが、人的資源の配置を最適化するためにグループ会社間で従業員を異動することはごく一般的に行われている。労働者の使用者、派遣先及び従業員の三者間で「出向協議」を締結し、使用管理、賃金の支給、社会保険料・住宅積立金の納付主体、労災責任の負担等々の三者間の権利や義務を明確にしておくことで、紛争の発生をなるべく回避することが勧められる。